

# ●(仮称)健幸づくり条例(素案)【全体の構成】

## 目次

前文

- 基本理念を強調
- 制定の背景、理念、条例に込める思いを表現

### 第1章 総則

第1条 趣旨

第2条 定義

第3条 基本理念

第4条 市の役割

第5条 市民の役割

第6条 地域の活動団体の役割

第7条 事業者の役割

第8条 学校等の役割

第9条 保健医療福祉関係者の役割

どのような事項について規定しているかを簡潔に要約して表現したもので、岩倉市においては、原則として「趣旨規定」を置くこととしている。

定義をしないと、その意味合いや取り扱いが変わってしまう用語を定義する。

条例の基本原理を示し、制定の理念や方針を規定。

### 第2章 健幸づくりに関する基本的施策

第10条 からだの健康づくりの推進に関する施策

第11条 歯と口腔の健康づくりの推進に関する施策

第12条 こころの健康づくりの推進に関する施策

第13条 健幸づくりの推進に関する施策

第14条 計画の策定

第15条 健幸づくり推進委員会

基本理念を実現するために推進する施策

### 第3章 雑則

第16条 委任